



平成 29 年 2 月 24 日

投資信託新ファンド取扱開始のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、2月27日（月）より全店で、下記ファンドの取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

記

1. 追加ファンド

ファンド名	ファンドの特色	委託会社
野村インド債券ファンド（毎月分配型）	<ol style="list-style-type: none">インド関連の発行体が発行する公社債等を実質的な投資対象とします。インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。「毎月分配型」として原則、毎月13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。	野村アセット マネジメント

2. 取扱開始日

平成 29 年 2 月 27 日（月）

3. 商品概要

別紙「商品概要書」を参照願います。

以上

報道機関のお問合せ先		
筑波銀行	総合企画部広報室	檜山 内線 3730
TEL 029-859-8111		

商品概要書 <要約版>

野村アセットマネジメント株式会社

※実際に購入をご検討頂く際には、交付目論見書において当ファンドの詳細をご確認ください。

ファンド名	野村インド債券ファンド（毎月分配型）							
商品分類	追加型投信／海外／債券							
投資対象	インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券を主要投資対象とします。 ※インドルピー建ての公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券のほか、米ドル建ての公社債等を実質的な主要投資対象とし、為替予約取引等を活用してインドルピーへの投資効果を追求する投資信託証券を含みます。							
ファンドの特色	インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。							
主な投資制限	① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。 ③ デリバティブの直接利用は行ないません。 ④ 株式への直接投資は行ないません。							
信託期間	平成 38 年 11 月 13 日まで							
ベンチマーク	なし							
販売単位・ 販売価額	・ 1 万口以上 1 万口単位（当初元本 1 口＝1 円）または 1 万円以上 1 円単位 ・ 販売価額は買付申込日の翌営業日の基準価額とします。 ・ 買付代金は、販売会社の定める期日までに支払うものとします。							
解約単位・ 解約価額	・ 1 万口単位、1 口単位または 1 円単位（当初元本 1 口＝1 円） ・ 解約は解約申込日の翌営業日の解約価額（基準価額から信託財産留保額を差し引いたもの）とします。 ・ 解約代金の受け渡しは申込日から起算して 7 営業日目からとします。							
申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日には、取得、換金の各申込みができません。 申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日、または 12 月 24 日である場合 ・ ムンバイの銀行、シンガポールの銀行、ニューヨークの銀行またはルクセンブルグの銀行の休業日 ・ ボンベイ証券取引所またはインドのナショナル証券取引所の休場日							
クローズド期間	なし							
収益分配時期及 び分配方法	原則、毎月 13 日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。分配金額は分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。							
販売手数料	3.24%（税抜 3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。							
信託報酬	純資産総額に対し、年 1.5552%（税抜年 1.44%）の率を乗じた金額。配分（税抜）は下記の通りです。 <table border="1" data-bbox="322 1563 1458 1644"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.70%</td> <td>0.70%</td> <td>0.04%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28 年 11 月 18 日現在で想定される、投資家が実質的に負担する信託報酬率は、年 1.5552%～1.7152%程度（税込）となります。実質的な信託報酬率は、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況等により変動します。</p>		委託会社	販売会社	受託会社	0.70%	0.70%	0.04%
委託会社	販売会社	受託会社						
0.70%	0.70%	0.04%						
信託財産留保額	1 万口につき基準価額の 0.3%							
償還条項	残存口数が 30 億口を下回った場合は償還する場合があります。							
信託金限度額	4000 億円を上限とします。							
申込期間	継続申込期間：平成 28 年 2 月 11 日から平成 29 年 2 月 9 日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。							
当初設定日	平成 23 年 11 月 30 日設定							
受託銀行	野村信託銀行株式会社							

【投資信託をご購入される場合の留意点】

- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。
- 当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。
- お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書および補完書面)」を交付いたしますので、内容を十分お読みのうえ、ご自身でご判断ください。

商号等 株式会社筑波銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号
加入協会 日本証券業協会